経済安全保障推進会議構成員の指名について

（令和３年 11 月 19 日
内閣総理大臣決裁
令和５年２月８日
一　部　改　正
令和７年 11 月６日
一　部　改　正）

標記について、経済安全保障推進会議の開催について（令和３年 11 月 19 日内閣総理大臣決裁）第２項に基づき、下記のとおり指名する。

記

産業競争力担当大臣、サイバー安全保障担当大臣、国土強靱化担当大臣、領土問題担当大臣、地域未来戦略担当大臣、日本成長戦略担当大臣、感染症危機管理担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（人工知能戦略）、内閣府特命担当大臣（経済安全保障）、国家公安委員会委員長、デジタル大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣

以上

附　則

この規程は、令和３年 11 月 19 日から施行する。

附　則

この規程は、決裁の日から施行する。

附　則

この規程は、決裁の日から施行する。